

市内地域密着型サービス事業関係者 各位

横浜市健康福祉局長

横浜市指定地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの 基準に関する条例について（通知）

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の4第1項及び第2項並びに第115条の13第1項及び第2項の規定に基づき、横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号。以下「条例」という。）及び横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第79号。以下「予防条例」という。）が、平成24年12月28日に公布され、平成25年4月1日に施行されます。

条例及び予防条例は基本的に「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」（以下「基準」という。）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」（以下「予防基準」という。）に準じますが、今回、条例及び予防条例独自の項目を設けたため、その趣旨及び内容は次のとおり通知します。

なお、本通知に記載のないものについては、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日厚生労働省解釈通知。以下「解釈通知」という。）によって運営上の解釈とします。

1 事業所の連携先の追加

（条例 第3条第2項、予防条例 第3条第2項）

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「事業者」という。）は、基準及び予防基準で定めるほかに、地域包括支援センター、老人介護支援センター及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な活動を行う者等と連携を行わなければなりません。地域包括ケアを推進する上で、これらとの連携が必要不可欠なためです。なお、「住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な活動を行う者」とは、例えば地域のボランティア団体、老人クラブなどが挙げられます。

2 暴力団の排除

（条例 第4条、予防条例 第4条）

事業者は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないものとなりました。これは、横浜市暴力団排除条例の趣旨を再確認し、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とします。

3 家族に対するサービス提供の禁止

（条例 第28条、第60条）

基準は同居家族に対するサービス提供を禁止しているところですが、条例は同居しない家族に対するサービス提供も禁止しました。そもそも指定介護保険事業所の少ない僻地や離島を想定して基準の規定が設けられたということもあり、また、家族介護と公的な介護報酬の境目が曖昧なることを防止するという目的もあります。家族の具体的な範囲については二親等以内とし、血族か姻族かの区別は問いません。

4 サービス提供開始時の文書による同意

(条例 第10条、第60条、第81条、第110条、第130条、第192条、予防条例 第12条、第67条、第88条)

基準及び予防基準は、サービス提供の開始にあたって、利用申込者又はその家族の同意を得ることとなっていますが、条例及び予防条例は文書により同意を得ることとします。口頭での同意のみならず、文書により記録に残すことで客観的な記録となり、事故防止にもつながり、事業者及び利用者双方の利益につながるためです。

5 介護報酬以外の利用料徴収に関する文書による同意

(条例 第22条第4項、第60条、第69条第5項、第91条第5項、第118条第4項、第139条第4項、第158条第5項、第192条、予防条例 第23条第5項、第53条第5項、第79条第4項)

基準及び予防基準は、介護報酬以外の利用料徴収にあたって、利用者又はその家族の同意を得ることとなっていますが、条例及び予防条例は文書により同意を得ることとします。口頭での同意のみならず、文書により記録に残すことで客観的な記録となり、事故防止にもつながり、事業者及び利用者双方の利益につながるためです。

6 サービス計画における文書による同意

(条例 第27条第6項、第53条第3項、第72条第3項、第97条第4項、第120条第4項、第189条第5項、予防条例 第43条第4号、第69条第5号、第90条第4号)

基準及び予防基準は、サービス計画について利用者又はその家族の同意を得ることとなっていますが、条例及び予防条例は文書により同意を得ることとします。口頭での同意のみならず、文書により記録に残すことで客観的な記録となり、事故防止にもつながり、事業者及び利用者双方の利益につながるためです。

7 一部の記録の保存年限の変更

(条例 第43条、第59条、第80条、第109条、第129条、第150条、第178条、191条、予防条例 第41条、第66条、第87条)

基準及び予防基準は、記録の整備についてその完結の日から2年としていますが、条例及び予防条例は「サービス提供記録」「従業者の勤務体制に関する記録」「介護報酬を請求するために審査支払機関に提出したものの写し」の3つについてはその完結の日から5年とします。これらの記録が介護報酬の請求に関わるものであり、人員基準減算等で介護報酬の返還請求を行う場合の消滅時効が5年であるためです。

8 身体的拘束等を行う場合に事前説明の原則化

(条例 第93条第5～8号、第119条第5～8項、第140条第4項～7項、第159条第6項～9項、第187条第5～8号、予防条例 第54条第1～4項、第80条第1～4項)

身体的拘束等を行う場合は、利用者又はその家族に身体的拘束等の態様等を事前に説明しなければならないこととします。やむを得ず事前説明が困難な場合は、拘束後速やかに説明しなければならないこととします。事後同意であっては同意自体が形骸化する可能性があるからです。

9 協力歯科医療機関の設置義務化

(条例 第105条第2項、第127条第2項、第149条第2項、第174条第2項、第192条、予防条例 第62条第2項、第85条第2項)

介護における口腔ケアの重要化及び平成25年1月1日時点で約8割の事業所（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護）で協力歯科医療機関が設置されていることから設置を義務化します。

10 便所及び洗面設備の義務化

(条例 第87条、第115条第2項、第185条、予防条例 第49条、第76条第2項)

基準及び予防基準では明文化されていない便所及び洗面設備ですが、利用者の処遇向上のために設置を義務化します。

11 利用者が使用するのに適した便所及び洗面設備

(条例 第87条第2項第3号、第115条第7項、第185条第2項第3号、予防条例 第49条第2項第3号、第76条第7項)

設置を義務化した便所及び洗面設備は、高齢者が使用するのに適したものとします。例えば、手すりを設ける、段差を解消する、車椅子でも使用しやすくすることなどが挙げられます。

12 事務室の設置を義務化

(条例 第87条、第115条、第185条、予防条例 第49条、第76条)

基準及び予防基準では明文化されていない事務室であるが、利用者の処遇向上及び個人情報保護のために設置を義務化します。

13 事務室を居間及びその他の共用の部分から分離

(条例 第87条第2項第4号、第115条第8項、第185条第2項第4号、予防条例 第49条第2項第4号、第76条第8項)

設置を義務化した事務室は、居間及び共用の部分から分離されたものとするものとします。例えば、居間及び食堂の一部に事務室を設けたり、事務室に不特定多数の者が容易に出入りできる構造であると、利用者の個別ファイル等個人情報の流出が懸念されるからです。

14 衛生管理のための措置の義務化

(条例 第104条第2項、第130条、第192条、予防条例 第61条第2項、第88条)

事業所の衛生管理等として、感染症、食中毒の予防・まん延防止のための指針の整備、研修の実施を義務付けます。また、感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順については、別に市長が定める通知によることとします。通知が出されるまでは、従来通りの衛生管理に努めれば足ります。

15 個室以外の宿泊室面積を一人あたりで基準設定

(条例 第87条第2項第2号、第185条第2項、予防条例 第49条第2項第2号)

小規模多機能型居宅介護、複合型サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護の宿泊室について、原則として個室である必要があり、その面積は7.43㎡以上とします。ただし、個室の宿泊室を設置することが建物の構造上困難な場合は、個室以外の宿泊室を設けることができます。その場合の必要面積は、7.43㎡に宿泊室の定員を乗じた数以上とします。また、個室以外の宿泊室は宿泊者のプライバシーが確保されたものでなければなりません。

面積を計算する場合は有効面積（内法・内寸）によるものとし、壁心で計算することは認められません。また、個室以外の宿泊室で、プライバシーが確保されているとは、例えばパーテーションやアコーディオンカーテン、建具等でお互いの視線がさえぎられていることを指します。カーテンや背の低い家具等で区切られていることは、利用者相互の視線が十分にさえぎられているとは言えず、プライバシーが確保されているとはみなせません。

16 登録者数に比べた通いサービス利用者の確保

(条例 第93条第9号、第187条第9号、予防条例 第69条第11号)

小規模多機能型居宅介護、複合型サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護は通いを中心として成り立つサービスですから、通いサービスの利用者が登録者の数に比べて著しく少なく状態を続けてはなりません。基準及び予防基準は登録定員とされていますが、条例及び予防条例は現に登録している利用者数を基準とします。開設当初、まだ登録者数が多くはない場合に配慮しました。

17 共同生活住居全設備の同一階設置を原則義務化

(条例 第115条第3項、予防条例 第76条第3項)

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の設備が複数階に分けて設けられることは、利用者の処遇や安全面から好ましくはないため、原則として全設備を同一階に設けなければなりません。ただし、従業者の配置及び設備等の両者とも日常生活を送る上で支障がないのであれば、この限りでないとします。従業者の配置から日常生活に支障がないこととは、夜間、共同生活住居がまたがる複数階ごとの夜勤者配置等を指し、設備等から日常生活に支障がないこととは、居間、食堂及び風呂等が同一階に、居室が別の同一階に設けられていることで、日中と夜間の生活場所がそれぞれ同一階に限定されていること等を指します。

18 退居に関する留意事項の取り決めに義務化

(条例 第124条第5号、予防条例 第82条第5号)

運営規程に定める事項として、入居に関する留意事項のみではなく、退居に関する留意事項も必須とします。退居に至った経緯を記録することで、退居に係るトラブル等を防ぐためです。

19 地域密着型特定施設入居者生活介護における便所に関する基準

(条例 第134条第4項第4号)

浴室の基準に準じ、便所の基準についても、身体の不自由な方が使用するのに適したものとすることを義務付けます。

20 地域密着型特定施設入居者生活介護における洗面設備に関する基準

(条例 第134条第3項、第134条4項第5号)

洗面設備は利用者が施設で生活するうえで必要な設備と考えられるため、設置を必須とし、その基準として、身体の不自由な方が使用するのに適したものとすることを義務付けます。

省令と条例の条文対比表【地域密着型サービス】

	条例	省令	備考
総則	第1条	第1条	
	第2条	第2条	
	第3条	第3条	
	第4条	新設	暴力団排除の条文を新たに追加。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第5条	第3条の2	
	第6条	第3条の3	
	第7条	第3条の4	
	第8条	第3条の5	
	第9条	第3条の6	
	第10条	第3条の7	サービス提供開始時に文書による同意を義務付け
	第11条	第3条の8	
	第12条	第3条の9	
	第13条	第3条の10	
	第14条	第3条の11	
	第15条	第3条の12	
	第16条	第3条の13	
	第17条	第3条の14	
	第18条	第3条の15	
	第19条	第3条の16	
	第20条	第3条の17	
	第21条	第3条の18	
	第22条	第3条の19	第4項、介護報酬以外の利用料徴収を文書による同意義務付け
	第23条	第3条の20	
	第24条	第3条の21	
	第25条	第3条の22	
	第26条	第3条の23	
	第27条	第3条の24	第6項、サービス計画における文書による同意義務付け
	第28条	第3条の25	同居の有無にかかわらず家族に対するサービス提供を禁止
	第29条	第3条の26	
	第30条	第3条の27	
	第31条	第3条の28	
	第32条	第3条の29	
	第33条	第3条の30	
	第34条	第3条の31	
	第35条	第3条の32	
	第36条	第3条の33	
	第37条	第3条の34	
	第38条	第3条の35	
	第39条	第3条の36	
	第40条	第3条の37	
	第41条	第3条の38	
	第42条	第3条の39	
	第43条	第3条の40	第1項と第2項に項を分割 第1項1号に勤務体制に係る記録を追加。保存年限5年間 第1項第2号に介護報酬に関する記録を追加。保存年限5年間 第2項第3号のサービス提供の記録を保存年限5年間に変更
	第44条	第3条の41	
	第45条	第3条の42	
夜間対応型訪問介護	第46条	第4条	
	第47条	第5条	
	第48条	第6条	
	第49条	第7条	
	第50条	第8条	
	第51条	第9条	
	第52条	第10条	
	第53条	第11条	第3項、サービス計画における文書による同意義務付け
	第54条	第12条	
	第55条	第13条	
	第56条	第14条	
	第57条	第15条	
	第58条	第16条	
		第59条	第17条
	第60条	第18条	サービス提供開始時に文書による同意を義務付け(第10条準用) 介護報酬以外の利用料徴収を文書による同意義務付け(第22条第4項準用) 同居の有無にかかわらず家族に対するサービス提供を禁止(第28条準用)

認知症対応型通所介護	第61条	第41条	
	第62条	第42条	
	第63条	第43条	
	第64条	第44条	
	第65条	第45条	
	第66条	第46条	
	第67条	第47条	
	第68条	第48条	
	第69条	第49条	第5項、介護報酬以外の利用料徴収を文書による同意義務付け
	第70条	第50条	
	第71条	第51条	
	第72条	第52条	第3項、サービス計画における文書による同意義務付け
	第73条	第53条	
	第74条	第54条	
	第75条	第55条	
	第76条	第56条	
	第77条	第57条	
	第78条	第58条	
	第79条	第59条	
第80条	第60条	第1項と第2項に項を分割 第1項1号に勤務体制に係る記録を追加。保存年限5年間 第1項第2号に介護報酬に関する記録を追加。保存年限5年間 第2項第2号のサービス提供の記録を保存年限5年間に変更	
第81条	第61条	サービス提供開始時に文書による同意を義務付け(第10条準用)	
小規模多機能型居宅介護	第82条	第62条	
	第83条	第63条	
	第84条	第64条	
	第85条	第65条	
	第86条	第66条	
	第87条	第67条	第1項、便所、洗面設備、事務室の設置を義務化 第2項第2号、個室以外の宿泊室面積を一人あたりで基準設定 第2項第3号、便所及び洗面設備は利用者が使用するのに適したものとする 第2項第4号、事務室は居間及びその他の共用の部分から分離したものとする
	第88条	第68条	
	第89条	第69条	
	第90条	第70条	
	第91条	第71条	第5項、介護報酬以外の利用料徴収を文書による同意義務付け
	第92条	第72条	
	第93条	第73条	第5号～8号を改組の上で新設、身体拘束等を行う場合は事前説明を原則化 第9号、通いサービスの利用者が登録者の数に比べて著しく少なくしてはならないと規定
	第94条	第74条	
	第95条	第75条	
	第96条	第76条	
	第97条	第77条	第4項、サービス計画における文書による同意義務付け
	第98条	第78条	
	第99条	第79条	
	第100条	第80条	
	第101条	第81条	
第102条	第82条		
第103条	第82条の2		
第104条	新設	第2項、衛生管理上必要な措置を新たに追加	
第105条	第83条	第2項、協力歯科医療機関の設置を義務化	
第106条	第84条		
第107条	第85条		
第108条	第86条		
第109条	第87条	第1項と第2項に項を分割 第1項1号に勤務体制に係る記録を追加。保存年限5年間 第1項第2号に介護報酬に関する記録を追加。保存年限5年間 第2項第5号のサービス提供の記録を保存年限5年間に変更	
第110条	第88条	サービス提供開始時に文書による同意を義務付け(第10条準用)	

認知症対応型共同生活介護	第111条	第89条	
	第112条	第90条	
	第113条	第91条	
	第114条	第92条	
	第115条	第93条	第2項、便所、洗面設備、事務室の設置を義務化 第3項、共同生活住居全設備の同一階設置を原則義務化 第7項、便所及び洗面設備は利用者が使用するのに適したものとする 第8項、事務室は居間及びその他の共用の部分から分離したものとする
	第116条	第94条	
	第117条	第95条	
	第118条	第96条	第4項、介護報酬以外の利用料徴収を文書による同意義務付け
	第119条	第97条	第5号～8号を改組の上で新設、身体拘束等を行う場合は事前説明を原則化
	第120条	第98条	第4項、サービス計画における文書による同意義務付け
	第121条	第99条	
	第122条	第100条	
	第123条	第101条	
	第124条	第102条	第5号、退居に関する留意事項の取り決めに義務化
	第125条	第103条	
	第126条	第104条	
	第127条	第105条	第2項、協力歯科医療機関の設置を義務化
	第128条	第106条	
第129条	第107条	第1項と第2項に項を分割 第1項1号に勤務体制に係る記録を追加。保存年限5年間 第1項第2号に介護報酬に関する記録を追加。保存年限5年間 第2項第2号のサービス提供の記録を保存年限5年間に変更	
第130条	第108条	サービス提供開始時に文書による同意を義務付け(第10条準用) 衛生管理上必要な措置を新たに追加(第104条準用)	
地域密着型特定施設入居者生活介護	第131条	第109条	
	第132条	第110条	
	第133条	第111条	
	第134条	第112条	第2項:「市長村長」を「市長」に変更。 第3項:「便所」の後に「洗面設備」を追加。 第4項:「便所」の後に「洗面設備」を追加。 第4項第4号:「身体の不自由な者が使用するのに適したもの」という文言を追加。 第4項第5号:「洗面設備は、居室のある階ごとに設置するとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したもの」という条文を新たに追加。
	第135条	第113条	
	第136条	第114条	
	第137条	第115条	
	第138条	第116条	
	第139条	第117条	第4項:「利用者の同意を得なければならない」の前に「文書により」という文言を追加。
	第140条	第118条	第5項:「緊急やむを得ない理由を記録」の後に「するとともに、利用者又は家族に説明」という文言を追加。
	第141条	第119条	
	第142条	第120条	
	第143条	第121条	
	第144条	第122条	
	第145条	第123条	
	第146条	第124条	
	第147条	第125条	
	第148条	第126条	
第149条	第127条	第2項「定めておくよう努めなければならない」を「定めておかなければならない」に変更。	
第150条	第128条	第2項:保存年限を2年間と5年間の2通りに分類。 第2項第4号:従業者の勤務体制の記録を追加。 第2項第11号:介護給付費請求に関する記録を追加。	
第151条	第129条		

省令と条例の条文対比表【予防地域密着サービス】

	条例	省令	備考
総則	第1条	第1条	
	第2条	第2条	
	第3条	第3条	
	第4条	(新設)	暴力団排除の条文を新たに追加。
介護予防認知症対応型通所介護	第5条	第4条	
	第6条	第5条	
	第7条	第6条	
	第8条	第7条	
	第9条	第8条	
	第10条	第9条	
	第11条	第10条	
	第12条	第11条	サービス提供開始時に文書による同意を義務付け
	第13条	第12条	
	第14条	第13条	
	第15条	第14条	
	第16条	第15条	
	第17条	第16条	
	第18条	第17条	
	第19条	第18条	
	第20条	第19条	
	第21条	第20条	
	第22条	第21条	
	第23条	第22条	第5項、介護報酬以外の利用料徴収を文書による同意義務付け
	第24条	第23条	
	第25条	第24条	
	第26条	第25条	
	第27条	第26条	
	第28条	第27条	
	第29条	第28条	
	第30条	第29条	
	第31条	第30条	
	第32条	第31条	
	第33条	第32条	
	第34条	第33条	
	第35条	第34条	
	第36条	第35条	
	第37条	第36条	
	第38条	第37条	
	第39条	第38条	
	第40条	第39条	
	第41条	第40条	第1項と第2項に項を分割 第1項1号に勤務体制に係る記録を追加。保存年限5年間 第1項第2号に介護報酬に関する記録を追加。保存年限5年間 第2項第1号のサービス提供の記録を保存年限5年間に変更
	第42条	第41条	
第43条	第42条	第4項、サービス計画における文書による同意義務付け	

介護予防小規模多機能型居宅介護	第44条	第43条	
	第45条	第44条	
	第46条	第45条	
	第47条	第46条	
	第48条	第47条	
	第49条	第48条	第1項、便所、洗面設備、事務室の設置を義務化 第2項第2号、個室以外の宿泊室面積を一人あたりで基準設定 第2項第3号、便所及び洗面設備は利用者が使用するのに適したものとする 第2項第4号、事務室は居間及びその他の共用の部分から分離したものとする
	第50条	第49条	設備及び備品等に便所、洗面設備、事務室を追加。 第2項第2号、個室以外の宿泊室を設けることができる場合を、建物の構造上困難な場合に限定。個室以外の宿泊室の面積基準を、7.43平方メートルに当該宿泊室の定員の数を乗じて得た面積以上に変更。 第2項第3号、便所及び洗面設備は利用者が使用するのに適したものとする 第2項第4号、事務室は居間及びその他の共用の部分から分離したものとする
	第51条	第50条	
	第52条	第51条	
	第53条	第52条	第5項、介護報酬以外の利用料徴収を文書による同意義務付け
	第54条	第53条	第1項～4項を改組の上で新設、身体拘束等を行う場合は事前説明を原則化
	第55条	第54条	
	第56条	第55条	
	第57条	第56条	
	第58条	第57条	
	第59条	第58条	
	第60条	第58条の2	
	第61条	(新設)	第2項、衛生管理上必要な措置を新たに追加
	第62条	第59条	第2項、協力歯科医療機関の設置を義務化
	第63条	第60条	
	第64条	第61条	
	第65条	第62条	
	第66条	第63条	第1項と第2項に項を分割 第1項1号に勤務体制に係る記録を追加。保存年限5年間 第1項2号に介護報酬に関する記録を追加。保存年限5年間 第2項3号のサービス提供の記録を保存年限5年間に変更
	第67条	第64条	サービス提供開始時に文書による同意を義務付け(第12条準用)
	第68条	第65条	
第69条	第66条	第5項、サービス計画における文書による同意義務付け 第11号、通いサービスの利用者が登録者の数に比べて著しく少なくしてはならないと規定	
第70条	第67条		
第71条	第68条		
第72条	第69条		
第73条	第70条		
第74条	第71条		
第75条	第72条		
第76条	第73条	第2項、便所、洗面設備、事務室の設置を義務化 第3項、共同生活住居全設備の同一階設置を原則義務化 第7項、便所及び洗面設備は利用者が使用するのに適したものとする 第8項、事務室は居間及びその他の共用の部分から分離したものとする	
第77条	第74条		
第78条	第75条		
第79条	第76条	第4項、介護報酬以外の利用料徴収を文書による同意義務付け	
第80条	第77条	第1項～4項を改組の上で新設、身体拘束等を行う場合は事前説明を原則化	
第81条	第78条		
第82条	第79条	第5号、退居に関する留意事項の取り決めに義務化	
第83条	第80条		
第84条	第81条		
第85条	第82条	第2項、協力歯科医療機関の設置を義務化	
第86条	第83条		
第87条	第84条	第1項と第2項に項を分割 第1項1号に勤務体制に係る記録を追加。保存年限5年間 第1項2号に介護報酬に関する記録を追加。保存年限5年間 第2項2号のサービス提供の記録を保存年限5年間に変更	
第88条	第85条	サービス提供開始時に文書による同意を義務付け(第12条準用)	
第89条	第86条		
第90条	第87条	第5項、サービス計画における文書による同意義務付け	
第91条	第88条		
第92条	第89条		

介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防認知症対応型共同生活介護